

アジアの伝統的法文化に関する研究の現状と問題点

—日本の場合—

[口頭報告用要約版]

水林彪

はじめに

本報告は、日本における「アジアの伝統的法文化に関する研究」について、①伝統的法文化の認識、および、②伝統的法文化に対する価値評価、の2点に絞って検討しようとするものであります。

I アジアの伝統的法文化

1 安田信之氏の「アジア法」論

「伝統的法文化」の認識問題に関しては、安田信之氏の学説をとりあげたいと思います。安田理論は、次のように要約できるのではないかと思います。

「アジア諸国の法」は存在するが、「アジア法」なる科学的概念は成立しえないとする議論がある。「国家法」に着目するならば確かにそのように言えようが、「非国家法」にも着目するならば、アジアに共通する法という意味での「アジア法」概念は成立しうる。アジアが植民地化される以前の「原国家」には、「個人主義原理」の「西欧近代法」とは異質の、無数の「共同体」によって担われる、「共同法理」を原理とする「固有法」が存在した。これが「アジア法」概念の核心である。

2 郡県中国

以上のような安田理論に関して、まず考えてみたいことは、アジアの中心の一つである中国の「原国家」について、安田理論は果たして妥当するか、という問題であります。「植民地国家」段階に先行する「原国家」は、中国については、秦漢（紀元前3世紀）から清（20世紀初頭）にまで及ぶ帝政中国ないし郡県中国ということになります。中国法制史学が解明した郡県中国の国制と法は、安田氏がイメージしているものとはかなり異なるように思われます。

何よりも、郡県中国には「共同体」と言いうるものが存在しませんでした。これは日本の中国研究者の通説的見解であります。古くは、戒能通孝氏が、中国村落は共同体（ゲマインシャフト）ではなく、分散的個人によって構成されるゲゼルシャフトであることを論じ、最近では、寺田浩明氏が、清代中国について、「生産関係・社会関係の殆ど全体が…既に市場的契約的關係の中にあつた」と論じられています。中国の「原国家」は、語の厳密な意味での、「共同法理」の妥当する共同体時代ではもはやなく、何らかの「市場法理」——「何らかの」という限定を付すのは、「市場法理」は西欧のそれとは限らないという意味をこめてである——の妥当する時代にほかなりません。

3 東南アジア

安田氏の「原国家」像が妥当するのは、何よりも、氏が主たる研究対象とした東南アジアであるように思われます。東南アジア諸国の「原国家」についての具体的な考察を含む安田氏の著作から、そのような印象が得られます。

同様の印象は、アジア法に関する近年の共同労作である三浦徹・岸本美緒・関本照夫編『比較

史のアジア：所有・契約・市場・公正』からも伝わってきます。この書物は、副題の示す通り、「所有」「契約」「市場」「公正」をキー概念として、伝統中国、イスラーム、東南アジアの3つの地域の比較研究を試みたものでありますが、東南アジアを素材とする4つの論文が開示する東南アジアの伝統的な法的世界は、一言で特徴づけるならば、安田氏の言われる、「共同体」を基礎とする「原国家」の「固有法＝共同法理」秩序ということになるように思われます。

4 まとめ

以上のように見てきますと、「国家法」ではなく「非国家法」に着目したとしても、アジアを一括して論じ、そこに「共同法理」の支配する「アジア法」なるものの存在を想定することは、疑問であるように思われます。詳細はフルペーパーを参照していただくほかはありませんが、中国・韓国・日本の「東アジア」に限定しても、伝統社会の構造とそこでの法のあり方は、多様でありました。

II 「アジア的価値」「アジア型人権」をめぐる論争

最近のアジア法論に関して、注目すべき事柄の一つは、伝統的法文化に対する価値評価を巡る論争であります。

1 安田信之氏の「アジア型人権」論

安田信之氏は、この論争における一方の有力な当事者でもあります。氏の議論を私なりに咀嚼し整理するならば、次のようであります。

- (1) 「アジア法」は、「西欧法」と本質的に異なる。西欧法の根本には「個人主義」があるのに対して、アジア法のそれは「共同体の正義」である。
- (2) 「共同体」的な「アジア」に、「個人主義」的な「西欧法」が植民地宗主国によって移植されることによって、有力な個人（多くの場合植民地支配層）による共同体の一方的解体とその徹底的な収奪という結果が生まれた。現下のグローバリゼーションも、「先住民社会を文明に直接に曝すことにより、その社会を解体に追いつめ」ている。
- (3) 以上のことは、アジアにおいては、「人権が単なる個人の領域の問題ではなく、これら集団の自治に関わるものであるという認識」に導き、「均一的な個人が集合して国家を創り上げるという従来のリベラリズムの想定に対して、大きな疑問を投げかけている」。「共同体の正義」を基礎とするアジア的な人権概念が探究されるべきである。

2 井上達夫氏の「アジア的価値論」批判

以上のような安田氏の議論に対して、井上達夫氏から、「個人主義的欧米」対「共同体主義的アジア」の二項対立図式は不当な単純化を孕む」という見地から、鋭い異論が提起されています。井上氏の議論は、次のようにまとめられるであろうと思います。

- (1) 欧米にも「共同体主義」が存在する。米国における「共同体論 (communitarianism)」が強調するところの、「タウンシップ、近隣共同体、教会、慈善団体、クラブなど、活発な共同生活と社会参加の場となる中間共同体」がそれである。これらが民主主義の基礎を形成したように、アジアの「伝統的な共同体」もその源泉になりうる。
- (2) アジアにも「個人主義」は存在する。たとえば儒教。中国思想史の権威であるウィリアム・

セオドア・ドゥ・バリイによれば、宋明代中国には、「これまでにないような新しい批判的
気質を育んだだけでなく、また「道」の生命力と創造性を強調した」知的環境があり、こ
の時代環境の中で発展した「新儒学運動」は「自由主義教育」と「自発的精神」を強調し、
これは「独特な個人主義の基礎」となった」。仏教、イスラム教にも、儒教にもまして、個
人主義的契機が強く認められる。「農村共同体モデルは…アジアを過度に単純化している」。
(3)総じて、個人主義と共同体主義の「二つの競合する原理をともに包容し、その緊張を相補
的・相互依存的関係に転化するよう両者を接合することをめざす」ところのリベラル・デ
モクラシーは普遍的意義を有するのであり、アジアはこれを必要とし受容しうる。

3 私見

(一) 以上のような安田氏と井上氏の論争に接して、私がまず抱く感想は、両氏が主として念
頭においている世界が異なり、見解の相違は、多分にそのことに規定されているのではないか、
ということであります。安田氏が主として東南アジア諸国を念頭におくものに対して、井上氏は、
主として中国などの高度の世界宗教を生み出した地域を念頭におかれていますが、東南アジア諸
国と中国との間には、先に述べましたように、質的相違がありました。東南アジア諸国は、語の
本来の意味での「共同体」が今日でも頑強に存在していると思われる地域（A型）であるのに対
して、中国は、「共同体」が「市場経済社会」の形成によってとうの昔に崩壊し、西欧型とは異
なる質においてですが、「個人」が析出され、独特の個人主義が形成された地域（B型）であり
ます。安田氏および井上氏はともに、A地域とB地域とを特に区別することなく議論されてい
ますが、私は、両者を区別して議論する必要を痛感します。

(二) 現在激しい勢いで進行している資本主義のグローバリゼーションがA地域にとってどの
ような意味をもつかは、日本法の歴史を専攻する私にとっては、わが国における19世紀末の歴
史的経験によって、ある程度、推し量ることができます。「共同体」的世界への資本主義の浸透
は、人々の生活を守ってきたところの「共同体」に対して、これを破壊する方向できわめて強い
力を及ぼし、人々を弱肉強食の世界へ放り出すように作用してきました。そのような局面におい
て、人々が幸福追求の仕方を「共同体の正義」という形で主張することは、当然であるように思
われます。日本についていえば、たとえば、入会権を守るための小繋の闘いが想起されます。私
は、以上のように考えますので、A型の地域については、安田氏の議論に強い共感を覚えます。

(三) しかしながら、B型に属し、かつ、資本主義のグローバリゼーションに対応して自らも
全社会的規模で資本主義化ないし市場経済化をめざすような社会——現在の日本、中国、韓国の
3国は、これに属する——については、「共同体の正義」論は妥当しがたいと考えます。すでに
「共同体」が解体して、基本的には個人を単位とする社会が形成され、かつ、その上に、国家が
経済の資本主義化ないし市場経済化を強力に押し進めようとするならば、そこでの人々の幸福の
追求の仕方は、基本的には、西欧型の人権論にならざるを得ないように思われます。資本主義化
ないし市場経済化を推進するということは、その限りで、必然的に、西欧型の取引法（民法、商
法、その他）を整備するということになりませんが、そうであるならば、弱肉強食を本性としてど
こまでも突き進んでいく傾向を有する、取引関係の法によって保証された資本主義ないし市場経
済に対抗して、人々が平穏に幸福に生存することを主張する仕方も——少なくとも、伝統的な法
文化による対抗だけでは決定的に不十分で——、西欧法的思考を借りねばならないのではないか、
と考えるわけです。そのような意味において、私は、井上氏の議論にも、強く共感するものであ

ります。

結びにかえて

本報告を結ぶにあたり、フルペーパーに記したことを基礎に多少の補足を施しつつ、これまで述べてきたことを、「東アジア共通法」の形成という課題を念頭におきつつ、まとめるならば、次のようになります。

- (1) 日本、中国、韓国の伝統的法文化、特に日中のそれは一漢字や儒教など、社会を表面的に観察するならば、類似の現象が見られるものの、国制のあり方の根本的差違に規定されて、異質なものであった。したがって、3国の伝統社会の法を、「東アジア法」として一括りにすることは適切ではない。法文化上の基本的同質性を基盤として、EUを形成している西欧諸国の場合とは、質を異にする。
- (2) しかし、現時点をとるならば、3国は、経済社会のあり方において共通するものがある。したがって、少なくとも経済的取引にかかわる法という次元では、そう遠くない将来において、共通法の形成を志向することは、十分に考えられる。とはいえ、課題はそれにつかない。取引法の共通化をともなって資本主義ないし市場経済の発展を志向すればするほど、いま一つの課題が重要となる。すなわち、資本主義ないし市場経済を積極的に担う大企業や、市場経済を積極的に押し進めようとする国家という強者から市井に生きる人々の平穏な生活と人権を守るために、そのことに資する法思想を共有し、そのための法を整備する課題である。